

10月1日は  
浄化槽の日

# 浄化槽の法定検査

使用開始後の検査と毎年の検査があります

## 法定検査を受けましょう

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃とは別に、法定検査を受けることが義務付けられています。

## 法定検査とは

法定検査には、①使用開始後の検査と②毎年1回の定期検査があり、県知事指定検査機関が行います。

### ①使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。

使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

申し込み方法 浄化槽設置届を提出してください。

### ②毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能を確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

#### 検査項目

- ▷ポンプの稼動状況、悪臭や蚊などの発生状況、消毒の実施状況などの確認
- ▷放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に働いているかを検査
- ▷保守点検・清掃の記録などのチェック

申し込み方法 県知事指定検査機関との契約が必要です。契約書の様式は、指定検査機関に送付してもらうか、環境整備課に備え付けのものを利用してください。

適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や、悪臭の発生などで、自然環境に悪影響を及ぼすこともあります。

浄化槽を設置・管理している人は、必ず法定検査を受けましょう。

## 県知事指定検査機関

- ▷ (公社) 広島県環境保全センター  
(広島市安佐南区大塚西4-2-28  
・ ☎082-849-6411)
- ▷ (公社) 広島県浄化槽協会  
(広島市中区東平塚町3-28  
・ ☎082-546-2168)

## ペットボトルは必ずふたを取って出してください

ごみステーションにペットボトルを出す際には、ラベルを剥がした上で、必ずふたを取ってから指定袋に入れてステーションに出してください。

### ペットボトルの分別方法



## Q1 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか？

### A1

法定検査は、保守点検や清掃とともに浄化槽管理者に課せられた大切な義務とされています。これは普段の保守点検・清掃が適切かどうか判定するものです。たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、県知事指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

## Q2 法定検査を受けなかったり、受検を拒否した場合、罰則はありますか？

### A2

浄化槽法により、浄化槽の維持管理に関する違反行為と、その罰則が決められています。

法定検査の未受験者に対しては、都道府県知事が指導・勧告・命令をすることができ、この命令に従わない場合は過料を課されることになります。罰則の有無で判断するのではなく、法定検査は管理者（設置者）の義務ですので、必ず受検してください。

問い合わせ先 環境整備課（本山工業団地内・☎43-9222）